令和３年９月２９日

**校区福祉委員会の新しい活動様式**

（１）基本的感染対策

感染防止の３つの基本：身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い

□会場についたらまず手洗い・消毒をし、帰宅後もすぐに手洗い・消毒をするように周知徹底してください。

□会場の使用前には、手に触れるものの洗浄や消毒を行ってください。

□人と人との間隔は、最低１ｍ空けてください。

（スタッフを含む参加者の総数は会場の収容定員の半分以下に留めてください）

□前年度や直近の実施状況などを加味して、多くの方の参加が見込まれる催しは事前予約制にするなどして会場内の密集を回避してください。

□屋外で実施可能な催しは、屋外での実施も検討してください。

　（その場合には、服を着込んできていただくなどの事前周知を行ってください）

□座席を配列する場合には、可能な限り対面にならないようにしてください。

□スタッフ、参加者共に発熱（平熱＋１度以上もしくは３７．５度以上）・息苦しさ・強いだるさ・咳・咽頭痛などの症状がある場合には参加を控えるように周知徹底してください。

□会場で上記の症状が確認された場合には、かかりつけ医への相談と相談結果の報告を促してください。かかりつけ医がいない場合や夜間・休日の場合には、新型コロナ受診相談センター（電話：０６ー７１６６ー９９１１ ※土日祝を含めた終日対応）への相談と相談結果の報告を促してください。その結果が陽性である場合には、速やかに社会福祉協議会にお知らせください。

□スタッフ、参加者共に発熱等の症状が無くてもマスクを着用してください。

□密閉状況を避けるために、以下のどちらかの方法で換気を行ってください。

・３０分に１回窓を開けて空気を入れ替える  
・常に少しずつ換気して３０分で部屋の空気が入れ替わるようにする

□可能な範囲で実施時間を短縮してください。

□飲食物を提供する場合、必ずマスク飲食（飲食時だけマスクを外し、会話の際にはマスクを着用）を徹底し、座席の配列を対面にならないようにしてください。併せてパーテーション等を活用し、飛沫防止を徹底してください。また、使い捨ての容器を使用し、使用後は参加者が各自で持ち帰り処分するように周知徹底してください。（飲料はペットボトルを個別提供、お菓子は個包装のものを個別提供するなど）

□タオルやスリッパなど身体に触れるものは、参加者個人が用意してください。

□屋外の活動の場合にも、上記の考え方に従って対応してください。

（２）感染経路が把握できる体制整備

　　□参加者の氏名はもちろん、住所や電話番号の聞き取りを行い、万が一、スタッフを含む参加者内で感染者が現れた場合に感染経路を追えるようにしてください。

※以上の方針は９月２９日時点での国や自治体の考え方を受けて交野市社会福祉協議会が判断したものであり、今後の状況によっては、方針を改めさせていただくことがありますのでご了承ください。